

重要事項説明書（契約締結前交付書面）

電力供給契約を締結するにあたり重要な事項が記載されています。ご契約前にお読みいただき、ご不明な点をご確認ください。詳細については「電気供給約款（低圧）」をご確認ください。

サービス名称	集合住宅災害対応サービス「sonae」（そなえ）		
小売電気事業者	株式会社メディアテック（小売電気事業者登録番号 A0592） 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-28-11 小杉ビル 8F お問合せ窓口電話番号 0120-391-820 受付時間平日 10:00~17:00（土日祝日、年末年始を除く）FAX 03-6332-8998		
供給電圧	100V / 200V	計量方法	一般送配電事業者設置の電力量計により計量 一括受電後は当社設置の電力量計により計量
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz	契約期間	供給開始日から2年間（以後1年更新） 一括受電後の契約期間は、契約の成立後から、お客様からの解約、又は、当社による解除がなされ一括受電契約が終了するまで
料金	料金メニュー記載の通り	中途解約手数料	なし
自動更新	自動更新あり	支払方法	口座振替、クレジットカード、コンビニ決済

■現在の需給契約の解約に伴う不利益事項

お申し込み前に、現在ご契約の小売電気事業者との電気需給契約の解約に伴う不利益をご確認ください。

たとえば以下のような不利益が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業にご確認ください。

- ① 違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ② ポイント等の失効
- ③ 継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア
- ④ 過去の電力使用料に関する照会不可
- ⑤ 現小売電気事業者による検針票の提供終了

■申込み方法

当社指定の様式によりお申込みいただきます。

需給契約は、お客様からのお申込みを受け付けた後、供給開始日の連絡を当社が行ったときに成立いたします。

■供給開始について

電力供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続き完了後、当社の定める年月日に開始いたします。

■契約電力・契約電流・契約容量

契約電力・契約電流・契約容量は、お客様から申し出を受けた契約電流、契約容量または契約電力とし、電気供給約款（低圧）の定めるところに従い決定いたします。他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量または契約電力の値を引き継ぐものといたします。

■スマートメーターへのお取り替え

1. お客様の電気メーターがスマートメーターでない場合には、供給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えます。（供給開始後、取り替える場合もございます。）
2. スマートメーターへの取り替えには費用はかかりませんが、取り替えに伴う敷地内機器および設備における工事や修理の費用はお客様のご負担となります。また、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合があります。

■契約の期間・更新について

契約の期間は、電気需給契約の成立後、電気の供給開始日から2年間とし、その期間は退去以外の理由でお客様から解約することはできません。

お客さまから電気需給契約の終了の意思表示がない場合は当該契約は、契約の期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様といたします。

一括受電後の契約期間は、契約の成立後から、お客様からの解約、又は、当社による解除がなされ一括受電契約が終了するまでといたします。

■請求金額・使用量の確認

毎月の請求金額・使用量等は当社ウェブサイトにてご確認いただけます。

■料金の支払い方法・支払日

料金の支払いは口座振替、または当社が定めるクレジットカードにてお支払いいただきます。

※口座振替は請求対象月の翌月27日、クレジットカード払いはカード会社の定める日に引き落としを行います。(金融機関の休日に当たる場合は翌営業日)

※決済手続きが完了するまでの期間は、払込票でお支払いいただきます。

※カード会社、金融機関のシステムメンテナンス等によりクレジットカードのお支払いが出来ない場合があります。その場合は当社指定の金融機関口座へ払い込む方法でお支払いいただくことがあります。

※コンビニ決済の場合は、電気料金とは別に手数料として350円(税込)を徴収いたします。

■料金プラン

・段階型プラン：従量電灯

■東北エリア

基本料金			
プラン	契約電流	単位	料金(税込)
従量電灯 B	15A	1 契約	495.00 円
	20A		660.00 円
	30A		980.00 円
	40A		1,300.00 円
	50A		1,620.00 円
	60A		1,920.00 円
従量電灯 C	6kVA～ 50kVA 未満	1kVA	320.00 円
電力量料金(従量電灯 B/C)			
	使用電力量	単位	料金(税込)
第1段階	120kWh 以下	1kWh	18.55円
第2段階	120kWh 超 300kWh 以下	1kWh	25.10円
第3段階	300kWh 超	1kWh	28.40円
再生可能エネルギー発電 促進賦課金	使用電力量 1kWhにつき		国が定める額

■関東エリア

基本料金			
プラン	契約電流	単位	料金(税込)
従量電灯 B	15A	1 契約	429.00円
	20A		572.00 円
	30A		850.00 円
	40A		1,130.00 円
	50A		1,400.00 円
	60A		1,660.00 円
従量電灯 C	6kVA～50kVA 未満	1kVA	276.00 円

電力量料金(従量電灯 B/C)			
	使用電力量	単位	料金(税込)
第1段階	120kWh 以下	1kWh	19.85円
第2段階	120kWh 超 300kWh 以下	1kWh	26.40円
第3段階	300kWh 超	1kWh	29.50円
再生可能エネルギー発電 促進賦課金	使用電力量 1kWh につき		国が定める額

■中部エリア

基本料金			
プラン	契約電流	単位	料金(税込)
従量電灯 B	15A	1 契約	429.00円
	20A		572.00円
	30A		850.00円
	40A		1,130.00円
	50A		1,410.00円
	60A		1,680.00円
従量電灯 C	6kVA~50kVA 未満	1kVA	280.00円
電力量料金(従量電灯 B/C)			
	使用電力量	単位	料金(税込)
第1段階	120kWh 以下	1kWh	21.05円
第2段階	120kWh 超 300kWh 以下	1kWh	25.40円
第3段階	300kWh 超	1kWh	27.90円
再生可能エネルギー発電 促進賦課金	使用電力量 1kWh につき		国が定める額

■関西エリア

従量電灯 A			
	単位	料金単価(税込)	
最低料金(最初の15kWh まで)	1 契約	341.01円	
電力量料金			
第1段階	15kWh 超 120kWh 以下	1kWh	20.20円
第2段階	120kWh 超 300kWh 以下		25.00円
第3段階	300kWh 超		27.00円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	使用電力量 1kWh につき		国が定める額

従量電灯 B		
	単位	料金単価(税込)
基本料金	1kVA	396.00円
電力量料金		

第1段階	120kWh 以下	1kW	17.90円
第2段階	120kWh 超 300kWh 以下		21.00円
第3段階	300kWh 超		22.50円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	使用電力量 1kWh につき	国が定める額	

■九州エリア

基本料金			
プラン	契約電流	単位	料金(税込)
従量電灯 B	15A	1 契約	445.50
	20A		594.00
	30A		890.00円
	40A		1,180.00円
	50A		1,460.00円
	60A		1,720.00円
従量電灯 C	6kVA～ 50kVA 未満	1kVA	286.60.00円
電力量料金(従量電灯 B/C)			
	使用電力量	単位	料金(税込)
第1段階	120kWh 以下	1kWh	17.45円
第2段階	120kWh 超 300kWh 以下	1kWh	22.60円
第3段階	300kWh 超	1kWh	25.20円
再生可能エネルギー発電 促進賦課金	使用電力量 1kWh につき		国が定める額

・再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、太陽光発電などの再生可能エネルギーの買取りに要する費用を経済産業大臣が定める全国一律の単価により、電気のご使用量に応じた賦課金として電気をお使いになるお客様にご負担いただく費用です。

■使用電力量の計量方法・料金の算定期間について

- 当社が請求する電気料金の算定に用いる使用電力量は、一般送配電事業者または当社が設置するスマートメーターによって、30分単位で計測されます。スマートメーターの設置が供給開始日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、一般送配電事業者から提供される使用電力量の情報を用いて計算します。
- 料金の算定期間は、一般送配電事業者の託送約款等に定める計量期間・検針期間とし、原則として当該期間を「1月」として算定します。
- 料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は日割り計算をいたします。

■供給の停止について

1. 当社はお客様へ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に、お客様にお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない下記のような場合は、電気の供給を停止することがあります。

- ① 検針や保安確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または委託された業者が立ち入ることを正当な理由なく拒否すること
- ② お客様の責めに帰すべき事由により保安上の危険がある場合
- ③ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
- ④ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- ⑤ その他当社が定める「電気供給約款(低圧)」の内容に反した場合

2. お客様が以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は契約を解除することがあります。

- ①当社の定める支払い期限を経過しても電気料金を支払わない場合
- ②電気供給約款により支払いを要する電気料金以外の債務を支払わない場合等、電気供給約款に違反した場合
- ③託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客様に対する電気の供給が停止されている場合

■最低料金

1ヵ月のご利用料金が1,000円に満たない場合、最低利用料金として1,000円を請求させていただきます。

■お客様からの契約の変更・解約について

お客様が契約の変更、退去により解約を希望される場合は、上部記載のお問合せ窓口までご連絡ください。

■解約事務手数料

解約事務手数料はいただきません。

■工事費について

当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事負担金等の支払いを求められた場合は、その費用について電気供給約款（低圧）に基づき、お客様へ請求させていただきます。

■ウェブサイトまたは電子メールによる書面交付

当社が契約締結前および契約締結後において、電力小売供給契約に関する供給条件を説明した書面をお客様に交付する場合（電気供給約款〔低圧〕の変更に伴う、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます）、お客様は、当該書面交付を当社の運営するウェブサイトに掲載しお客様の閲覧に供する方法または電子メールで送信する方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。

■その他

- 1.当社ではブロックチェーン（分散型台帳技術）を応用し、一般送配電事業者によって設置された計量器とは別に、電源の特定、電源の供給量、需要地点の特定、需要電力量等を計測しそのデータを改ざん不可能な形式にてデータ保存を行いサービスに活用することがあります。ただあくまでもお客様が使用する電力量は、一般送配電事業者または当社によって設置される法律で定められた計量器により計量された値とします。
- 2.当社は料金改定をする場合があります。料金改定は書面、電子メール、ウェブサイトでの開示等、当社が適当と判断する方法により通知するものとします。

■個人情報の取扱いについて

詳細は当社ウェブサイトのプライバシーポリシーをご参照下さい。